

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公開番号】特開2016-202931(P2016-202931A)

【公開日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2016-114773(P2016-114773)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月23日(2018.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、前記エラーの発生の判定に基づいてエラー報知を実行する第1報知手段とを備え、前記記憶手段の初期化に基づいて初期化コマンドを送信可能で、前記エラーの発生の判定に基づいて当該エラーの種類に対応するエラー発生コマンドを送信可能な主制御部と、

各種報知が可能な第2報知手段と、

前記主制御部から送信される前記初期化コマンドを受信し当該初期化コマンドに基づいて前記第2報知手段による初期化報知を実行可能で、前記主制御部から送信される前記エラー発生コマンドを受信し当該エラー発生コマンドに基づいて前記第2報知手段によるエラー報知を実行可能な副制御部と、

を備える遊技機であつて、

前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行可能であり、

前記第1報知手段は前記主制御部によって制御され、前記第2報知手段は前記副制御部によって制御されるよう構成されており、

前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を判定し、

前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、

前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化報知が終了しても当該エラーの前記第2報知手段でのエラー報知を行わず、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化報知が終了した後に当該エラーの前記第2報知手段でのエラー報知を行い、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合、前記第1報知手段を用いたエラー報知の時間は、前記第2報知手段を用いたエラー報知の時間よりも長くなるよう構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0006****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0006】**

本発明の遊技機は、上述の主目的を達成するために以下の手段を採った。

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、前記エラーの発生の判定に基づいてエラー報知を実行する第1報知手段とを備え、前記記憶手段の初期化に基づいて初期化コマンドを送信可能で、前記エラーの発生の判定に基づいて当該エラーの種類に対応するエラー発生コマンドを送信可能な主制御部と、

各種報知が可能な第2報知手段と、

前記主制御部から送信される前記初期化コマンドを受信し当該初期化コマンドに基づいて前記第2報知手段による初期化報知を実行可能で、前記主制御部から送信される前記エラー発生コマンドを受信し当該エラー発生コマンドに基づいて前記第2報知手段によるエラー報知を実行可能な副制御部と、

を備える遊技機であって、

前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行可能であり、

前記第1報知手段は前記主制御部によって制御され、前記第2報知手段は前記副制御部によって制御されるよう構成されており、

前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を判定し、

前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、

前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化報知が終了しても当該エラーの前記第2報知手段でのエラー報知を行わず、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化報知が終了した後に当該エラーの前記第2報知手段でのエラー報知を行い、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合、前記第1報知手段を用いたエラー報知の時間は、前記第2報知手段を用いたエラー報知の時間よりも長くなるよう構成されている

ことを要旨とする。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0007****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0008****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正5】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】削除**

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】